

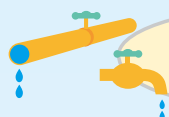


新築・リフォームを計画している お客様へのお願い



住宅・事務所・店舗などの新築やリフォームで水まわり(台所・トイレ・手洗い・お風呂場・洗濯機置き場など)の工事を行う場合は、上下水道局の指定工事店でなければ施工できない工事です。

※指定工事店とは、給水装置工事や排水設備工事を適正に施行できるものとして上下水道局が指定した工事業者です。



給水装置工事や排水設備工事の申請



新築やリフォームで給水装置工事や排水設備工事を行うには、上下水道局(料金サービス課)への申請が必要です。その申請は、指定工事店に依頼して行ってください。(工事費は、複数業者から見積もりを取るようにおすすめします。)

- 新築する際の水道を使用するための工事や公共下水道への接続工事
- メーターの分岐・給水栓の増設・直結直圧給水への改造工事
- 浄化槽や汲み取り式トイレを改造して公共下水道への接続工事

リフォーム(増築・改築)工事

台所・トイレ・手洗い・お風呂場・洗濯機置き場等の増設または移動をする

はい

いいえ

上下水道局の指定工事店に依頼

**料金サービス課への申請は
必要ありません**

指定工事店から料金サービス課へ申請

工事許可

工事開始→工事完了→完了検査

指定工事店は
上下水道局のホームページに
掲載しています。
また、本広報誌最終ページ
有料広告にも一部指定工事店を
掲載しています。



【お問い合わせ】 料金サービス課 TEL:941-7810
給水装置工事は、給水工事係
排水設備工事は、排水設備係

